

重要事項説明書兼利用契約書

第1条（契約の目的）

本契約は、乙が出産後の家事または育児を行うことが困難な期間に、甲が市の委託によりヘルパーを派遣し、支援を提供することを目的とする。

第2条（サービス内容）

甲は、乙に対し以下のサービスを提供する。

1. 家事援助：調理、洗濯、掃除、買物、関係機関への連絡、その他必要な家事
2. 育児支援：授乳介助、おむつ交換、沐浴介助、その他必要な育児

第3条（サービス提供時間）

1. 1日につき最大4時間、以下の上限の範囲内で提供される。
 - (1) 産後16週以内：30時間まで
 - (2) 多胎出産で産後1年以内：50時間まで
 - (3) その他市長が必要と認めた場合：その認定時間まで
2. 実施日時は、甲乙協議の上で決定する。

第4条（利用者負担金）

1. 乙は、1時間あたり750円（税込）の自己負担金を支払う。
2. 以下に該当する場合は、自己負担金は免除される。
 - － 生活保護受給世帯
 - － 生計中心者が市民税非課税である世帯

第5条（申請および決定）

乙は、市に申請書を提出し、利用の可否決定後、甲と本契約を締結しサービスを開始する。

第6条（事業所窓口営業日・営業時間）

営業日：月～金（祝日・12月29日～1月3日を除く）

営業時間：午前9時～午後6時

緊急時：電話転送により24時間対応

第7条（サービス提供可能な日と時間帯）

サービス提供日：1月1日から12月31日

サービス提供時間：午前7時～午後8時

第 8 条（緊急時の対応）

サービス中に乙の体調急変・事故等があった場合、医療機関や家族への連絡を速やかに行い、適切な措置を講ずる。

第 9 条（サービス中止・終了）

以下の場合、甲はサービスを中止・終了できる。

- 乙から辞退の申し出があったとき
- 乙や同居者による妨害・迷惑行為があったとき
- その他、継続が困難であると甲が判断したとき

第 10 条（職員体制と安全管理）

1. 甲は管理者、サービス提供責任者、訪問介護員を配置し、定期研修を実施する。
2. 感染症対策や衛生管理、事故防止など安全確保に努める。

第 11 条（その他の費用）

キャンセル料：サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

サービス利用日の前営業日の 17 時までのご連絡 キャンセル料は不要です。

サービスの利用日の前営業日の 17 時以降のご連絡 1,500 円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

第 12 条（苦情・相談体制）

乙は、サービスに関する苦情・相談を甲に申し出ることができ、甲は誠意をもって対応する。

・ 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】

訪問介護スマイルハウス名北

所 在 地 愛知県北名古屋市熊野庄八幡 133 番地ラ・ロッシェル 101 号

電話番号 0568-54-6602

FAX 番号 0568-54-6612

受付時間 9:00～18:00（土日祝は休み）

担当者 管理者 川口 龍也

【市町村の窓口】

北名古屋市市民健康部 健康課（保健センター）

所 在 地 愛知県北名古屋市九之坪笹塚 1 番地

電話番号 0568-23-4000

FAX 番号 0568-23-0501

受付時間 8：45～17：15(土日祝は休み)

第 13 条（秘密保持）

甲は、乙および家族の個人情報・秘密を厳重に管理し、契約終了後も漏洩しないものとする。

第 14 条（個人情報の取扱いに関する同意）

1. 利用目的：サービス提供、記録、請求処理、行政報告、品質向上目的（個人特定不可）
2. 第三者提供：本人同意なしに提供しない（法令・緊急時除く）
3. 委託先管理：秘密保持契約を締結のうえ実施
4. 撤回の権利：同意は任意であり、撤回可能

第 15 条（損害賠償）

乙の故意・過失により甲に損害が生じた場合、乙はその賠償責任を負う。

第 16 条（協議）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決する。